

施工管理業務の業務改善に関する 取り組みについて

令和5年4月

あ な た に、ベ ス ト・ウ ェ イ。



◎目次

NEXCO

項 目	頁	改正状況
(1) 施工管理業務の概要		
① 業務概要	P2	
② 契約方式の概要	P3	
③ 業務を取り巻く状況	P4	
(2) 管理員及び企業の資格要件		
① 実配置に基づいた契約	P5	平成29年2月～
② 管理員の業務経験の緩和	P6	平成29年2月～
③ 管理員の資格要件の拡大	P6	平成29年2月～
④ 管理員Ⅳの創設	P7	平成30年6月～
⑤ 管理員Ⅳの経歴要件の緩和【明確化】	P7	令和2年1月～
⑥ 企業及び管理技術者に求める業務経験を緩和	P8	令和2年1月～
(3) 入札契約方式		
① 設計・施工管理業務	P9	平成29年6月～
② 建設コンサルタントが担う設計業務との連携の強化	P10	平成30年7月～
③ 施工管理共同体の創設	P11	令和2年1月～
④ 履行期間開始日の設定について	P12	令和3年3月～
(4) 積算基準		
① 管理員単価の見直し	P13	平成30年3月
② 諸経費率の見直し	P13	平成30年3月～
③ 管理員Ⅳ費用の見直し	P13	令和5年4月～
(5) 業務の効率化		
① ウィークリースタンスの義務化	P14	令和元年7月～
② 夜間立会に要する費用の計上方法の変更	P15	平成31年1月～
③ 複数年契約の実施	P16	令和2年1月～
④ CADオペレータの導入	P16	令和5年4月～
(6) 中期計画		
① 発注見通し公表の充実	P17	平成28年2月～
② 中長期的な業務規模の公表	P17	平成29年2月～

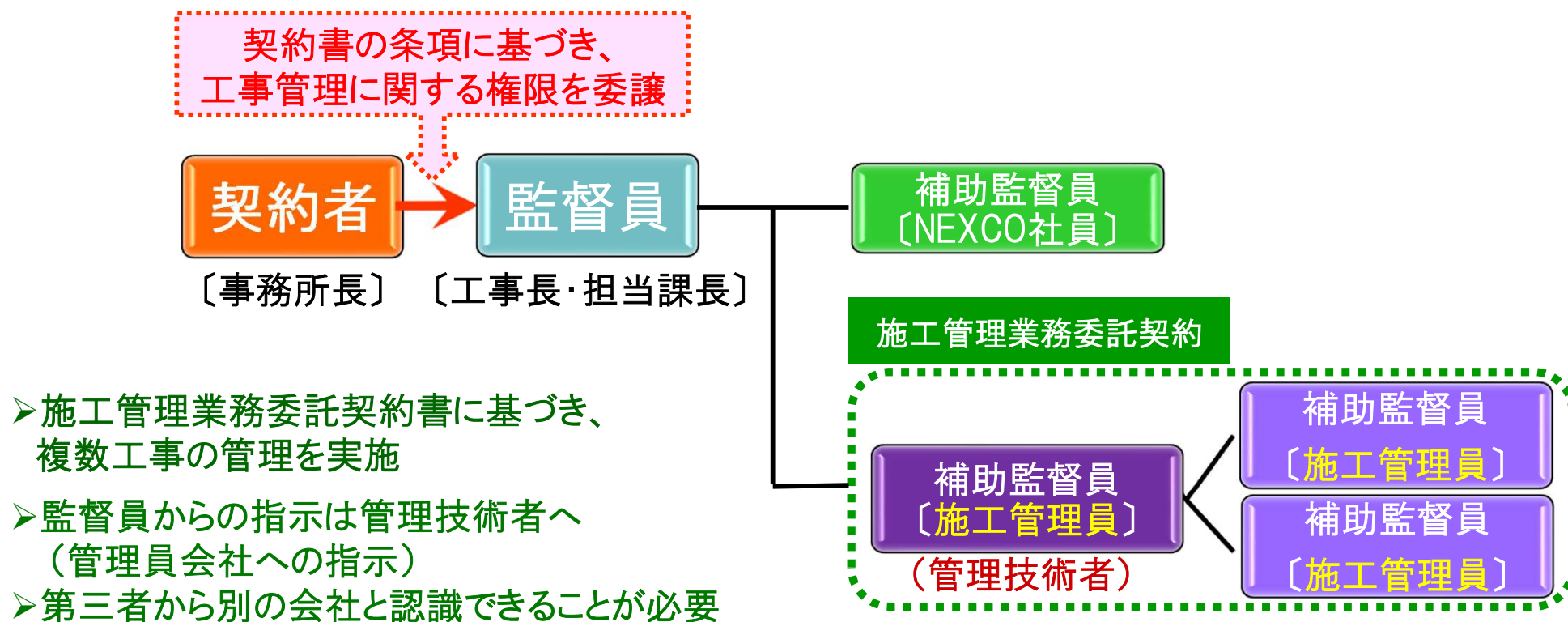
(1) 施工管理業務の概要

NEXCO

① 業務概要

当社が行う施工管理業務は、当社的高速道路建設・管理運営事業において実施する工事の発注準備、施工段階における監督業務、工事管理業務の補助を実施する業務です。

《 事務所発注の場合 》



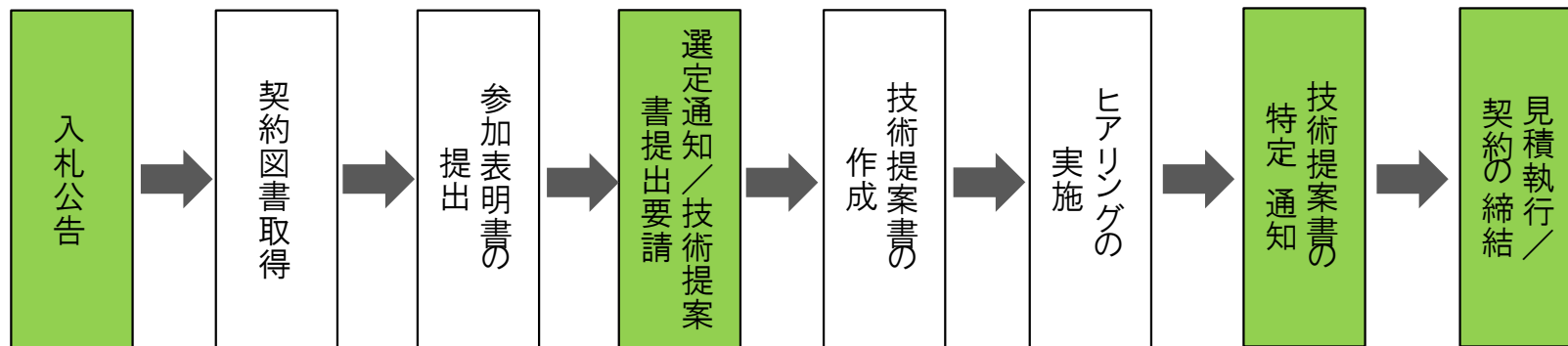
(1) 施工管理業務の概要

② 契約方式の概要

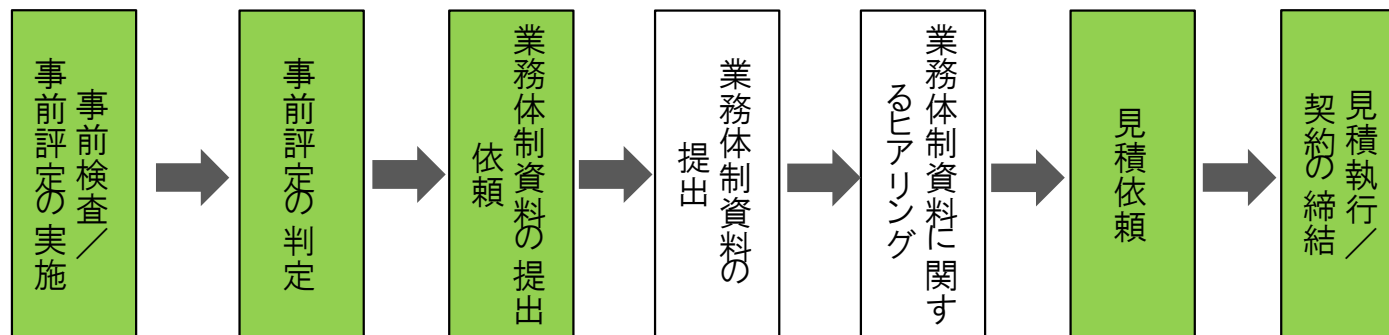
契約方法は、企業及び技術者の実績・能力を適切に評価できる「**(簡易)公募型プロポーザル方式**」を適用しています。

また、当社が実施する工事は、複数年度に渡るプロジェクトであるため、その管理に携わる施工管理業務は、業務実態の評価を実施し、年度毎に継続して**随意契約**を実施します。

◆ 簡易公募型プロポーザル方式の手続きの流れは下記の通り



◆ 継続契約の手続きの流れは下記の通り



(1) 施工管理業務の概要



③ 業務を取り巻く状況

高速道路事業では特定更新等事業やリニューアルプロジェクト、耐震補強事業や4車化事業の実施など、施工管理業務の必要性がますます増加しています。

一方、施工管理業務に従事される方の高齢化や若手技術者が不足する中で、就業環境としては、労働基準法が改正され、2019年度からは限られた時間内で効率的に業務を履行し、生産性を向上させることが求められています。

このため、これまでの業務品質を確保しつつ、**新たな取り組み**により業務自体の効率化や省力化を図り、更なる業務改善に向けた取り組みを実施していきます。

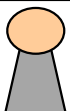
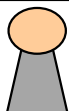
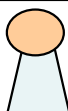
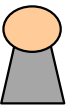
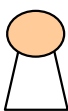
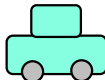
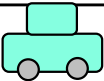
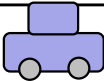
(2) 管理員及び企業の資格要件

NEXCO

① 実配置に基づいた契約

平成29年2月～

業務実施体制は、標準配置計画と同等以上の提案を認めるとともに、特定した提案は、体制が妥当な場合において、当社の契約制限価格に反映します。

	当社の標準配置計画			受注者の提案（業務実施体制）		
《提案例①》 施工管理員の 配置人数、資格要件	   管理技術者 担当技術者 2 名 ※ 資格要件は指定していない。			   管理技術者 管理員Ⅰ 管理員Ⅱ 管理員Ⅲ		
	配置期間		人員等	配置期間		人員等
	自	至		自	至	
	平成31年4月	平成32年3月		平成31年4月	平成32年3月	
			3人（36人・月）			3人（36人・月）
《提案例②》 工事工程を踏まえた 柔軟な配置	 担当技術者 1 名 ※ 3 / 四半期に新規発注予定工事があるとともに 対面交通規制による工事立会の集中を想定			  ※ 新規発注予定工事の取りまとめ支援 （本社から週 3 日× 2 か月）程度支援 3/5× 2 か月≒1.2か月 管理員Ⅰ 管理員Ⅳ （発注工事支援） 年度内現場立会要員		
	配置期間		人員等	配置期間		人員等
	自	至			自 至	
	平成31年9月	平成32年1月		管理員Ⅰ 管理員Ⅳ	平成31年10月 平成31年11月 平成31年10月 平成32年3月	
			1人（5人・月）			1人（1.2人・月） 1人（6人・月）
《提案例③》 管理用自動車の 配置台数及び 配置期間	 			   ※ 現場管理を効率的に実施するために3台配置		
	配置期間		台数等	配置期間		台数等
	自	至		自	至	
	平成31年4月	平成32年3月		平成31年4月	平成32年3月	
			2台（24台・月）			5 3台（36台・月）

(2) 管理員及び企業の資格要件

NEXCO

②③管理員の業務経験の緩和、資格要件の拡大

平成29年2月～

格 資格、業務経験、経歴	管理員Ⅰ	管理員Ⅱ	管理員Ⅲ
1) 資格	表-1の「○」のいずれかの資格要件を満足		
2) 業務経験	NEXCO※ ¹ が発注した施工管理業務で、管理技術者として3年以上の業務経験※ ²	土木施工管理に 関して1年以上の 業務経験※ ³ ※ ⁴	
3) 経歴			

格 資格要件	管理員Ⅰ	管理員Ⅱ	管理員Ⅲ
技術士（総合技術監理部門※ ⁸ ）	○	○	○
技術士（建設部門※ ⁹ ）	○	○	○
技術士（農業部門※ ¹⁰ ）	○	○	○
技術士（森林部門※ ¹¹ ）	○	○	○
技術士補（建設部門）			○
技術士補（農業部門）			○
技術士補（森林部門）			○
RCCM※ ¹²	○	○	○
土木学会（特別上級技術者※ ¹³ ）	○	○	○
土木学会（上級技術者※ ¹³ ）	○	○	○
土木学会（1級技術者※ ¹³ ）		○	○
土木学会（2級技術者）			○
1級土木施工管理技士	○	○	○
1級土木施工管理技士補			○
2級土木施工管理技士			○

※表は抜粋の為、詳細は「共通仕様書（別紙-1）」を確認してください。

◎令和5年4月

・管理員Ⅱの業務経験について、
「土木施工管理に
関して1年以上の
業務経験」に緩和

・管理員Ⅲの資格要件に、
「1級土木施工管理技士補」を追加

※3：土木施工管理とは、JHまたはNEXCO3会社の現場に限らず、土木に関する現場において施工を指揮・監督するものをいう。
期間は、複数の契約の合計でも良い。

《参考》

◎平成29年2月

・管理員Ⅰの資格要件に
「1級土木施工管理技士」を追加

◎平成31年1月

・業務経験の期間を緩和
管理員Ⅰは5年から3年に緩和
管理員Ⅱは3年から2年に緩和

(2) 管理員及び企業の資格要件

NEXCO

④⑤ 管理員Ⅳの創設及び経歴要件の緩和【明確化】

平成30年6月～

資格、業務経験、経歴	格	管理員Ⅳ
1) 資格	平成30年6月新設	2級土木施工管理技術検定における指定学科の卒業等※5
2) 業務経験		
3) 経歴	令和2年1月追加	土木に関する建設業※6もしくは建設コンサルタントでの12ヶ月以上の業務経歴※7

資格要件	格	管理員Ⅳ
技術士（総合技術監理部門※8）		
技術士（建設部門※9）		
技術士（農業部門※10）		
技術士（森林部門※11）		
技術士補（建設部門）		
技術士補（農業部門）		
技術士補（森林部門）		
RCCM※12		
土木学会（特別上級技術者※13）		
土木学会（上級技術者※13）		
土木学会（1級技術者※13）		
土木学会（2級技術者）		
1級土木施工管理技士		
1級土木施工管理技士補		
2級土木施工管理技士		

※表は抜粋の為、詳細は「共通仕様書（別紙-1）」を確認してください。

- ◎若手技術者等の新規参入の為、管理員を補助する管理員Ⅳ（技術補助員）を新設
- ◎公的資格を取得するまでの期間においても、管理員の指導のもと、現場経験を積むことが可能
- ◎管理員Ⅳ（技術補助員）の要件の緩和
 - 1) 資格 または 3) 経歴 の要件を満たすこと

- 1) 資格：2級土木施工管理技術検定における指定学科の卒業等※5
- 3) 経歴：土木に関する建設業※6もしくは建設コンサルタントでの12ヶ月以上の業務経歴※7

※5：土木工学、都市工学、衛生工学、交通工学及び建築学に関する学科の卒業等で、2級土木施工管理技術検定で求められる実務経験年数は問わない。

また、指定学科以外の卒業者であっても、2級土木施工管理技術検定の学科試験の合格者であれば資格要件を満たすものとする。

※6：土木に関する建設業とは、建設業法における許可業種のうち土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事、ほ装工事、塗装工事、造園工事に区分されるものをいう。

※7：業務経歴とは、土木に関する建設業もしくは建設コンサルタントに所属している期間をいい、配置（予定）期間までに延べ12ヶ月を経過していれば良い。（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）第十九条第三号にいう建設コンサルタントをいう。）

(2) 管理員及び企業の資格要件

NEXCO

⑥ 企業及び管理技術者に求める業務経験を緩和

令和2年1月～

企業に求める業務実績（標準例） ※過去10から15年の完了業務

同種業務	次のいずれかの実績 ○ 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社または旧日本道路公団における施工（調査等）管理業務の実績 ○ 国道または自動車専用道路における発注者支援業務（工事監督支援業務又は積算技術業務に限る）の実績
類似業務	次のいずれかの実績 ○ 国道または自動車専用道路以外の国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項の政令で定める法人が発注した発注者支援業務（工事監督支援業務または積算技術業務に限る） ○ CM業務 ○ PFI事業技術アドバイザリー業務の実績

※個別件名ごとの設定については、手続き開始の公示で確認してください。

(3)入札契約方式

NEXCO

平成29年6月～

①設計・施工管理業務

当社と建設コンサルタント双方にとって効率的かつ柔軟な業務実施体制を構築することを目的とし、設計業務の対象工事の完成まで、施工管理業務を継続契約する前提で設計と施工管理業務を一括して調達する取組を実施します。

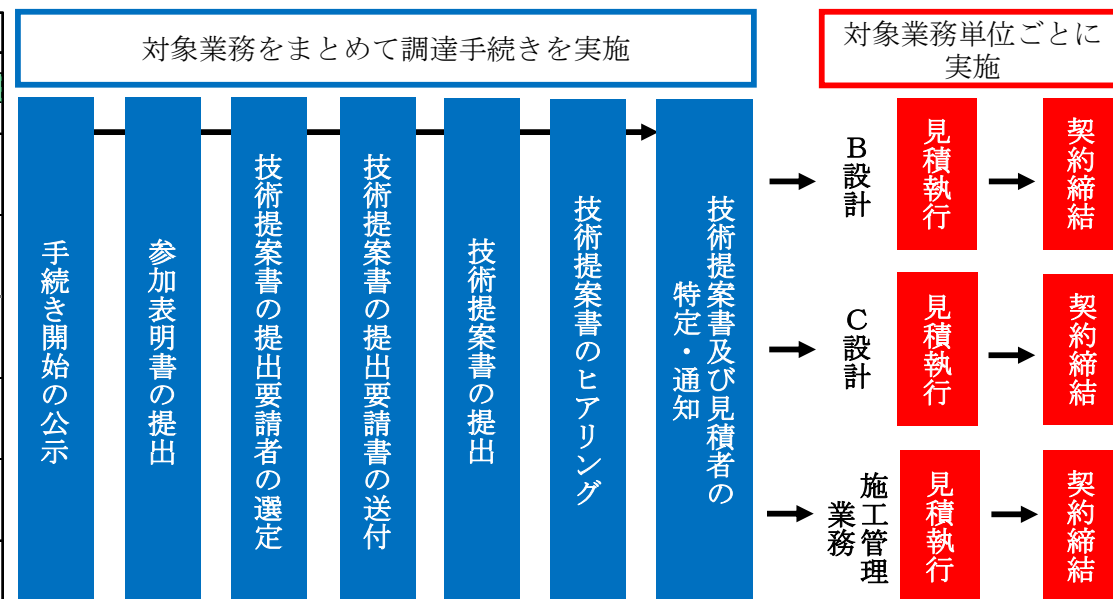
「設計業務」と「施工管理業務」を一括して調達手続きするものとし、調達手続きにおいて特定した相手方と「設計業務」及び「施工管理業務」に係る契約を各々締結します。

期待する効果

設計の担当技術者が工事段階で現場の施工管理実態を把握できる等技術者の経験機会を創出

	H〇〇年度	H〇〇年度	H〇〇年度	H〇〇年度
施工管理業務				
設計				
A設計(他業者)	契約済			
B設計				
C設計				
工事				
A工事				
B工事				
C工事				

凡例：一括した調達手続きを実施する業務



(3)入札契約方式

NEXCO

②建設コンサルタントが担う設計業務との連携の強化

平成30年7月～

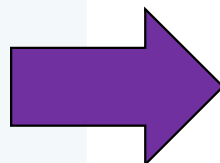
当社が発注する土木設計業務(道路設計、橋梁設計、トンネル設計、その他土木設計)の調達時(簡易公募プロポーザル方式、総合評価落札方式(条件付一般競争入札))の評価項目に『施工管理業務の実績』を追加します。

過去3年度に完了した件数を評価(継続契約業務は1件)

～平成30年7月

(例:簡易公募型プロポーザル方式の選定時の評価項目)

評価対象	評価項目	評価の着目点	判断基準
参加表明者	資格・実績等	専門技術力	同種類似業務の実績
	成績・表彰等	専門技術力	同種業務の成績
		専門技術力	表彰実績
	事故及び不誠実な行為		資格停止措置
	小計		
予定管理技術者	資格・実績等	資格要件	技術者資格
		専門技術力	同種類似業務の実績
	成績・表彰等	専門技術力	同種業務の成績
	手持ち業務	手持ち業務金額及び件数	
	小計		
業務実施体制		業務実施体制の妥当性	



平成30年7月～

(例:簡易公募型プロポーザル方式の選定時の評価項目)

評価対象	評価項目	評価の着目点	判断基準
参加表明者	資格・実績等	専門技術力	同種類似業務の実績
		管理技術力	施工管理業務の実績(注1)
	成績・表彰等	専門技術力	同種業務の成績
		専門技術力	表彰実績
	事故及び不誠実な行為		資格停止措置
	小計		
予定管理技術者	資格・実績等	資格要件	技術者資格
		専門技術力	同種類似業務の実績
	成績・表彰等	専門技術力	同種業務の成績
	手持ち業務	手持ち業務金額及び件数	
	小計		
業務実施体制		業務実施体制の妥当性	

(3)入札契約方式

NEXCO

③施工管理共同体の創設

令和2年1月～

競争参加資格を有する複数の企業により構成された施工管理共同体(コンソーシアム)が競争参加できる方式を導入します。

- ・ 代表者以外の構成員については、参加要件(企業の業務実績)は求めない
- ・ 管理技術者は、代表者に所属する技術者から選定
- ・ 各構成員は1名以上の管理員を配置
- ・ 構成員の数に上限は設けない

構成員	甲コンサルタント[代表者]			乙コンサルタント[構成員]	
競争参加資格 (有資格者)	必要			必要	
競争参加要件 (企業の業務 実績)	必要			不要	
管理員	管理員A (管理技術者)	管理員B	事務員	管理員C	管理員D
格	管理員Ⅱ	管理員Ⅳ	事務員	管理員Ⅱ	管理員Ⅲ

期待する効果

※業務完了後は、業務実績として取り扱う

管理員が不足している企業同士や実績のない企業が実績のある企業と共同体を組むことで競争参加が可能
実績がなく施工管理業務に参加できない者に対し、競争参加機会を与え、単独での施工管理業務の参加を
期待

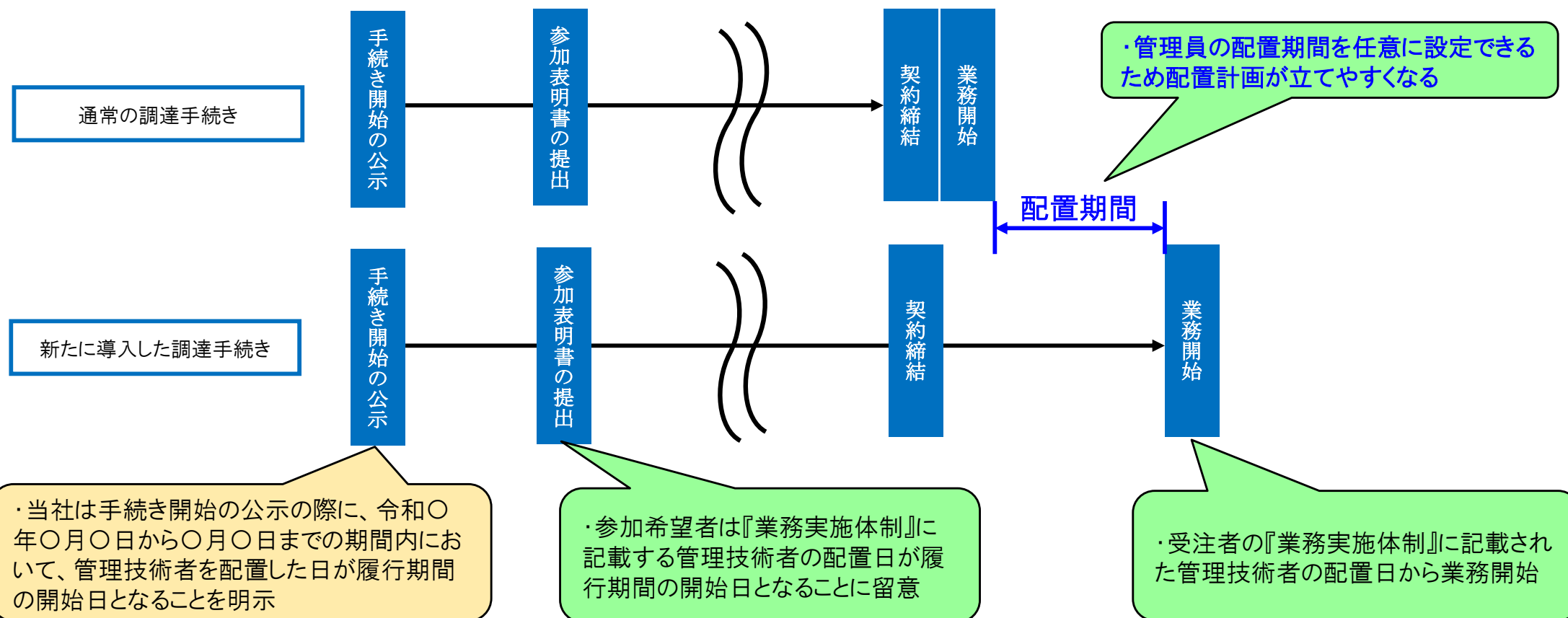
(3)入札契約方式

NEXCO

④履行期間開始日の設定について

令和3年3月～

当社が履行期間の開始日を指定するのではなく、受注者の技術者配置計画に対応した設定ができる方式を導入することで参加機会の拡大を図ります。



期待する効果

受注者が、発注者の指定する履行期間開始日に技術者配置が出来ないため競争参加を見送るなど、入札不調発生の防止

(4)積算基準

NEXCO

①②③管理員単価、諸経費率、管理員Ⅳ費用の見直し

平成30年3月～

① 管理員単価の見直し	国土交通省における、公共工事設計労務単価及び設計業務委託費等技術者単価の見直しに準じて、毎年管理員単価の見直しを実施しています。 (5年間で約2割の増) (平成30年3月～)
② 諸経費率の見直し	国交省の発注者支援業務積算基準の業務内容、施工管理業務の業務実態を踏まえ、その他原価率(α)を30%⇒35%に上げました。 (平成30年3月～)
③ 管理員Ⅳのその他原価率の見直しと滞在費の計上	施工管理業務の業務実態を踏まえ、その他原価率(α)を25%⇒35%に上げるとともに、滞在費を計上することとしました。 (令和5年4月～)

(5)業務の効率化

NEXCO

①ウィークリースタンスの義務化

令和元年7月～

NEXCO東日本では、一般社団法人建設コンサルタンツ協会とNEXCO東日本が発注する設計業務等において、双方で協力した取り組みにより、円滑な業務実施と品質向上に資する働き方改革を推進することを目指し、確認書を交換しました。(令和元年6月21日公表)

確認書においては、以下の内容について施工管理業務においても積極的に取り組むこととしています。

- 【1】月曜日を依頼の期限日としない(マンデー・ノーピリオド)
- 【2】水曜日は定時の帰宅に心掛ける(ウェンズデー・ホーム)
- 【3】土・日曜に休暇が取れるように金曜日には依頼しない(フライデー・ノーリクエスト)
- 【4】昼休みや午後5時以降からの打合せをしない(ランチタイム・オーバーファイブ・ノーミーティング)
- 【5】定時間際、定時後の依頼、打合せをしない(イブニング・ノーリクエスト)
- 【6】金曜日も定時の帰宅に心掛ける。

この取組内容については、NEXCO東日本の発注業務の契約締結後の打合せにおいて、双方で確認し記録することとしています。



(5)業務の効率化

NEXCO

②夜間立会に要する費用の計上方法の変更

平成31年1月～

《業務実施体制》

特記仕様書に示す夜間立会の回数について、管理員毎の内訳を記載し、受注者の内訳に基づき費用を計上します。

回数減の場合は、精算調書にて精算します。
(回数増の場合は、契約変更を実施します。)

(夜間立会の実施計画)

格 (共通仕様書別紙-1 の区分)	予定数量
例) 管理員Ⅰ	例) 3 時間未満: ○人・回 3 時間以上: ▲人・回
例) 管理員Ⅱ	例) 3 時間未満: ○人・回 3 時間以上: ▲人・回
例) 管理員Ⅲ	例) 3 時間未満: ○人・回 3 時間以上: ▲人・回
例) 管理員Ⅳ	例) 3 時間未満: ○人・回 3 時間以上: ▲人・回

[注意事項] 共通仕様書別紙-1 の区分毎に、対象工事の予定数量合計を記載すること。

工種・名称・細目	単位	数量	単価
業務原価			
直接原価			
直接人件費			
管理業務費	式	1	
夜間立会	回	●	

工種・名称・細目	単位	数量	単価
業務原価			
直接原価			
直接人件費			
管理業務費	式	1	

(5)業務の効率化

NEXCO

③④複数年契約の実施、CADオペレータの導入

令和2年1月～

③ 複数年契約の実施	受発注者双方の契約事務手続きの効率化のため、すべての業務を対象に最大3年を限度とし、複数年契約ができるものとしています。 (令和2年1月～)
④ CADオペレータの導入	施工管理業務の業務効率化の観点から、CADオペレータの配置を可能としました。 (令和5年4月～)

(6)中期計画

NEXCO

①発注見通し公表の充実、②中長期的な業務規模の公表

平成28年2月～

- 各種の対策を実施しているところですが、依然として入札不成立が多発する状況となっています。
- 主に管理事務所における特定更新等事業や耐震補強工事において不成立となっています。
- 建設コンサルタンツ協会との意見交換会においても、長期的な展望や規模感などの公表要望がありました。
- 既契約業務も含めた、中長期的な施工管理業務の規模感等を示すことにより、競争参加者の参加意欲促進を図るものです。

① 見通し公表の充実について	◎施工管理業務は、すべての競争契約案件を公表対象とします。 ◎公表頻度は、2回/年 ⇒ 4回/年 に変更します。 (平成28年2月～)
② 中長期的な業務規模の公表	◎既契約業務と新規発注業務について、向こう3ヶ年程度の業務規模を公表します。 ◎長期的な業務計画を立て易くなることや、新規案件への競争参加に向けた検討が可能となります。 (平成29年2月～)

(6)中期計画

NEXCO

公表資料について

- 既契約業務と新規発注業務の中長期的(向こう3ヶ年程度)な施工管理業務の規模感※1を公表しています。
- 既契約業務については、その後の継続契約(次年度、次々年度)の予定も併せて示しています。

施工管理業務における今後の業務規模について

- ◆標準配置参考規模区分については、工事等発注計画に応じて変更する場合があります
- ◆新規案件については、件名等変更する場合があります
- ◆次年度以降の継続契約については、事前検査等の手続きに基づき契約しない場合があります

標準配置参考規模区分
(管理技術者、担当技術者)
A : ~3
B : 4~6
C : 7~

既契約: 新規、継続(随意契約): 次年度 次々年度

◆次年度以降の継続契約については、事前検査等の手続きに基づき契約しない場合がある

※1 標準配置参考規模区分
(管理技術者、担当技術者)
A : ~3
B : 4~6
C : 7~

新規、継続(随意契約):

次年度

次々年度

2018年度

2019年度

2020年度

2021年度

有無

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

4/四半期

1/四半期

2/四半期

3/四半期

<

※1 標準配置参考規模区分 (管理技術者、担当技術者)

A : ~3
B : 4~6
C : 7~

新規、継続(随意契約):

次年度

次々年度